

新潟市音楽文化会館練習室利用許可申請書受付期間の特例に関する運営要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市の各音楽団体等の安定した練習場所、機会を確保し、もって本市の文化振興を図るため、新潟市音楽文化会館条例施行規則（以下「規則」という。）第4条第2項ただし書きの規定に基づく施設の利用許可申請について、必要な事項を定めるものとする。

(特例の対象となる利用)

第2条 規則第4条第2項ただし書きの規定に基づく利用は、次のとおりとする。

(1) 優先利用

ア 市又は財団法人新潟市芸術文化振興財団の利用

イ その他市長が特に必要と認める利用

(2) 定期利用

第1号に規定する以外の利用

第2章 優先利用

(優先利用許可申請書の提出時期の特例)

第3条 優先利用が認められる場合は、規則第4条第2項の規定にかかわらず、新潟市音楽文化会館利用許可申請書（規則第4条に定める別記様式第1号。以下「許可申請書」という。）を提出することができる。

(その他)

第4条 その他、本要綱に定めのない優先利用に関する事項については、必要に応じ市長が定める。

第3章 定期利用

(利用対象期間)

第5条 定期利用の対象期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。（以下

「利用年度」という。)

(利用の形態)

第6条 定期利用の形態は、次のとおりとする。

(1) 定期利用A (以下「A」とする。)

(2) 定期利用B (以下「B」とする。)

(利用団体の資格の制限)

第7条 定期利用を受けようとする団体は、次の条件を全て満たす音楽、舞踊、演劇団体とする。ただし、第6号及び第7号の規定は、Aの団体に限り適用する。

(1) 市内に事務局（代表者宅を含む。）を有すること。

(2) 月1回以上の定期的活動を行っていること。

(3) 年間を通じた活動計画がほぼ決まっていること。

(4) 営業または宣伝でないこと。（塾、教室の延長である場合、団体代表者と指導者が同一であり謝礼がある場合及び団体名が教室名、企業名、商品名もしくはそれに関連があると思われる名前である場合は、営業または宣伝とみなす。）

(5) 利用年度の前年度における定期利用が、おおむね予定通りに行われていること。

(6) 年1回以上舞台公演を行っていること。

(7) 大きな音を発生する等のため、本会館の大練習室以外に利用できる練習場を確保できないこと。

(利用の制限)

第8条 次の各号の一に該当するものに対し、この要綱の規定による承認をしない、若しくは承認を取り消すことができる。

(1) 過去に新潟市音楽文化会館条例及び規則に反する行為を行った団体又はその恐れがあると認められる団体

(2) この要綱に規定する承認を受けながらも、利用の取り止めが著しく多いと認められる団体

(3) その他会館が不相当と認める団体

(利用対象施設)

第9条 定期利用の可能な施設は、次のとおりとする。ただし、練習室からの音漏れでホール催物に支障が出ると思われる場合は、1階と2階の間で練習室を交換することとする。

(1) A 大練習室1室(中、小練習室1室も同時利用の場合は可能)

(2) B 練習室2室以内

(利用可能日時)

第10条 定期利用できる日時は、次のとおりとする。ただし、Bについては、規則別表第1に掲げる受付期間内に定期利用以外の利用と重なったときは、協議又は抽選によるものとする。

(1) A 優先利用で確保した日時、規則別表第1の受付日にホールと同時に練習室利用のある日時及び練習室11で能の利用がある日時を除いた日時とする。

(2) B 優先利用で確保した日時、規則別表第1の受付日にホールと同時に練習室利用のある日時、練習室11で能の利用がある日時及びAが会場確保した日時を除いた日時とする。

(利用時間区分の制限)

第11条 利用できる時間区分は、月1回以上週2回以内とし、1日のうちの連続した2区分以内とする。また、原則同一曜日、同一使用区分とする。

(利用の申込み及び承認)

第12条 定期利用の承認を受けようとする者は、利用年度の前々年度の2月1日から2月末日までの間に、別記様式第1号による練習室定期利用A・定期利用B申込書を提出しなければならない。

2 希望が重なった場合は、Aの調整後にBの調整を行うものとする。

3 定期利用と認めた団体には、別記様式第2号による練習室定期利用A・定期利用B承認書を発行するものとする。

(利用の申請時期)

第13条 承認書を発行された団体は、規則別表第1に規定する受付期間以前に、許可申請書を提出することができる。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

新潟市音楽文化会館練習室定期利用 A・B 申込書

年 月 日

(宛先) 新潟市音楽文化会館指定管理者 様

次のとおり定期利用を希望しますので申し込みます。

ふりがな 団 体 名					年 月 結 成	
代 表 者	ふり 氏	がな 名	住 所			
			〒 ー			
	電 話 番 号	ー	ー	携 帯 電 話 番 号	ー ー	
連 絡 先 (事 務 局)	ふり 氏	がな 名	住 所			
			〒 ー			
	電 話 番 号	ー	ー	携 帯 電 話 番 号	ー ー	
団体結成の 目 的						
活 動 内 容 (できるだけ詳しく)						
自主公演 実 績 パンフレット添付	年 月 日		年 月 日			
	公演名 会 場		公演名 会 場			
人 数	人		備考			
指 導 者 (講 師)	ふり 氏	がな 名				ふり 氏
	規則・会則 有 (添付してください) 無					
活動経費	1人あたりの会費		主 な 使 途			
	円/月・年		・講師謝礼 円/回 (月 回) ・ ・			
利用希望日 ・練習室	年度利用希望日			前年度状況		
	利用希望日 (週・曜日)	利用区分 (午前・午後・夜間)	練習室 (No.1～13練習室)	利用希望日 (週・曜日)	利用区分 (午前・午後・夜間)	練習室 (No.1～13練習室)
	第 週 曜日		No.	第 週 曜日		No.
	第 週 曜日		No.	第 週 曜日		No.
	第 週 曜日		No.	第 週 曜日		No.
	第 週 曜日		No.	第 週 曜日		No.
	その他 特記事項			その他 特記事項		
附属設備	ピアノ / 電源(コンセント) / CDデッキ(ラジカセ) ※左記以外は記入しないでください					

上記に記載された個人情報は、新潟市音楽文化会館の利用に関わる業務にのみ使用し、その他の目的では一切使用しません。
また、その取扱いについては、新潟市個人情報保護条例を遵守し、適正に管理いたします。

新潟市音楽文化会館練習室定期利用A・B承認書

年 月 日
新潟市音楽文化会館指定管理者

次のとおり定期利用を承認します。

団体名				代表者			
定期利用の形態							
年度利用承認日							
利用承認附属設備							
備 考		ただし、休館日は除く					
条 件 - 優先利用（市又は公益財団法人新潟市芸術文化振興財団等の利用をいう。）及びホールと練習室の同時利用並びに練習室11で能の利用がある場合は、利用できません。 - 定期利用の形態が「B」の団体は、定期利用以外の利用と希望が重なった場合は、協議又は抽選となります。 - 練習室からの音漏れで、ホール催物に支障がでると思われる場合は、適宜練習室を交換することとします。 - 定期利用承認期間は、 年4月1日から 年3月31日までとします。 - 該当利用日の属する月の1月分の許可申請書をその月の12月前の末日までに提出し、併せて利用の許可を受けることとします。							